

○岡崎市都市公園条例

昭和32年4月1日
条例第7号

目次

- 第1章 総則(第1条～第2条の7)
- 第2章 都市公園の管理(第3条～第14条の2)
- 第3章 雑則(第15条～第18条)
- 第4章 罰則(第19条～第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、[都市公園法\(昭和31年法律第79号。以下「法」という。\)](#)第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第2項及び第3項、第18条並びに第27条第5項及び第6項並びに[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第228条及び第244条の2](#)の規定に基づき、都市公園の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「都市公園」とは、[法第2条第1項](#)に規定する都市公園で市が管理するものをいう。

2 この条例において「公園施設」とは、[法第2条第2項](#)に規定する公園施設をいう。

3 この条例において「有料公園施設」とは、使用料を徴収して利用させる公園施設をいう。

(都市公園の設置基準)

第2条の2 [法第3条第1項](#)の条例で定める基準は、[次条](#)及び[第2条の4](#)に定めるところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等[前項各号](#)に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 [法第4条第1項](#)の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の6 [都市公園法施行令\(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。\)](#)第6条第1項第1号に掲げる

場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設(政令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第2条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園(有料公園施設を除く。)の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請をしなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

2 都市公園の利用者の利便の向上を図ることを目的とした都市公園の維持管理及び運営に関する協定を市長と締結した者は、前条第1項各号に掲げる行為のうち、当該協定において承諾されたものについては、同項の許可を受けることを要しない。

3 前項の協定を市長と締結した者は、同項の規定により許可を受けることを要しないとされた行為に係る事項を変更しようとするときは、市長の承諾を得なければならない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び前条第2項の規定により許可を受けることを要しないとされたもの又は同条第3項の承諾に係るものについては、この限りでない。

(1) 公園施設及びその附属物を損傷し、又は汚損すること。

(2) 植物を採取し、又は損傷すること。

(3) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。

(4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。

(6) 指定された立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。

(8) 指定された場所以外の場所へ廃棄物を捨てること。

- (9) 貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。
 - (10) 他人に危害を加え、若しくは迷惑となる物品、動物等を携帯し、又は連行すること。
 - (11) 都市公園をその用途以外に利用すること。
- (利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設は、[別表第1](#)に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設の利用の手続は、規則で定める。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第8条 [法第5条第1項](#)の規定により公園施設を設けようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設置の目的
- (2) 設置の期間
- (3) 設置の場所
- (4) 公園施設の構造
- (5) 公園施設の外観
- (6) 公園施設の管理の方法
- (7) 工事の実施方法
- (8) 工事の着手及び完了の時期
- (9) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 [法第5条第1項](#)の規定により公園施設を管理しようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理の目的
- (2) 管理の期間
- (3) 管理の場所
- (4) 管理の方法
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 [法第5条第1項](#)の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 変更する事項
 - (2) 変更する理由
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (都市公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第8条の2 [法第6条第2項](#)に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都市公園を占用しようとする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の外観
 - (2) 占用物件の管理の方法
 - (3) 工事の実施方法
 - (4) 工事の着手及び完了の時期
 - (5) 都市公園の復旧方法
 - (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- ([法第6条第3項](#)ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条の3 [法第6条第3項ただし書](#)の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部の変更の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料の納付)

第10条 [法第5条第1項](#)、[第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)若しくは[第3条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を受けた者

又は有料公園施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。)は、都市公園使用料(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

2 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、[別表第2](#)及び[別表第3](#)に掲げるとおりとする。ただし、有料公園施設を営利のため利用するもの又は有料公園施設を利用する場合において入場料(入場料に類するものを含む。)を徴収するものに係る基本使用料の額は、[別表第2](#)に掲げる額に3倍以内で規則で定める倍率を乗じて得た額とする。

3 公園施設を設ける場合及び都市公園を占用する場合で、その許可を受けた期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設を占用するときの基本使用料の額は、[前項](#)の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
(使用料の徴収方法)

第11条 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めに帰することができない理由によつて都市公園における[第3条第1項各号](#)に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は有料公園施設の利用ができなくなった場合その他正当の理由があると市長が認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上その他必要と認める理由がある場合は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(監督処分)

第14条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、[前項](#)に規定する処分をし、又は[同項](#)に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項等)

第14条の2 [法第27条第5項](#)の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 [法第27条第5項](#)の規定による公示は、[前項各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(特に貴重な工作物等については、3月)、[岡崎市公告式条例\(昭和25年岡崎市条例第26号\)第2条第2項](#)に規定する掲示場に掲示して行わなければならない。

3 [法第27条第6項](#)の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

4 [法第27条第6項](#)の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第3章 雑則

(届出)

第15条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合において、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) [法第5条第1項](#)又は[第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の

占有に関する工事を完了したとき。

- (2) [前号](#)に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。
- (3) [第1号](#)に掲げる者が、[法第10条第1項](#)の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) [法第27条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(都市公園の変更及び廃止)

第15条の2 市長は、都市公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止しようとするときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域及びその年月日を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 [第3条](#)から[第15条](#)まで([第7条](#)を除く。)の規定は、[法第33条第4項](#)に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の代行等)

第17条 市長は、岡崎公園、籠田公園、南公園、岡崎中央総合公園、中央緑道、乙川河川緑地及び村積山自然公園(市長が定める区域に限る。)(以下この条において「岡崎公園等」という。)の管理上必要があると認めるときは、指定管理者([地方自治法第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)に岡崎公園等の管理を行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に岡崎公園等を管理しなければならない。

- (1) 岡崎公園等の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。)
- (2) 岡崎公園、籠田公園、南公園、中央緑道及び乙川河川緑地における有料公園施設を利用に供する業務

(3) 岡崎公園等における[第3条](#)の許可に関する業務(市長が定めるものを除く。)

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 [第1項](#)の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における[第3条](#)及び[第6条](#)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 [第1項](#)の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合及び[第3条](#)の許可に関する業務を行わせる場合における[第10条第1項](#)及び[第2項](#)並びに[第11条](#)から[第13条](#)までの規定の適用については、[第10条第1項](#)中「若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可」とあるのは「の許可又は第3条第1項若しくは第3項の許可(指定管理者の許可を除く。)」と、「又は有料公園施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。))は、都市公園使用料(以下「使用料」とあるのは「(第12条において「使用者」という。))は都市公園使用料(以下「使用料」という。))を、[第3条第1項](#)又は[第3項](#)の許可(指定管理者の許可に限る。))を受けた者及び有料公園施設を利用しようとする者([第12条](#)において「利用者」という。))は都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」と、[同条第2項本文中](#)「とする」とあるのは「とし、利用料金は、基本料金及び附属設備使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」と、[同項ただし書中](#)「基本使用料」とあるのは「基本料金」と、「に3倍以内で規則で定める倍率を乗じて得た」とあるのは「の3倍以内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める」と、[第11条中](#)「使用料」とあるのは「使用料及び利用料金(次条において「使用料等」という。))」と、[第12条中](#)「使用料」とあるのは「使用料等」と、「都市公園の占有又は」とあるのは「若しくは都市公園の占有ができなくなった場合又は利用者が自己の責めに帰することができない理由によつて」と、「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、[第13条中](#)「使用料」とあるのは「使用料を、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」とする。

5 [第1項](#)の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(協議会)

第17条の2 [法第17条の2第1項](#)の規定により、岡崎市公園協議会([次項](#)及び[次条](#)において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、20人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、[法第17条の2第2項各号](#)に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、1年の範囲内で市長が定める期間を委員の任期とすることができる。

6 委員は、再任されることができる。

第17条の3 協議会に次に掲げる分科会を置くことができる。

(1) 籠田公園分科会

(2) 中央緑道分科会

2 籠田公園分科会及び中央緑道分科会は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ籠田公園及び中央緑道に関する事項をつかさどる。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第16条)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条(第16条)において準用する場合を含む。)の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者

(3) 第14条第1項又は第2項(第16条)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第20条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第21条 法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に権原に基いて都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基いて、なお当該行為をすることができるものとされている期間は、従前と同様の条件により当該行為をすることについて第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和33年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年4月1日条例第11号)

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年4月1日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岡崎市体育施設条例(昭和32年岡崎市条例第16号)

(2) 岡崎城条例(昭和34年岡崎市条例第10号)

附 則(昭和37年10月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和38年規則第11号により、昭和38年5月10日から施行)

附 則(昭和38年10月1日条例第34号)

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(昭和39年4月1日条例第45号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年7月1日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日条例第16号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、別表第3中巽閣に関する部分は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則(昭和41年6月28日条例第22号)

- 1 この条例は、昭和41年7月1日から施行する。
- 2 岡崎市証紙条例(昭和39年岡崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和42年3月27日条例第25号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年6月29日条例第37号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3箇月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和42年規則第43号により、昭和42年9月14日から施行)
- 2 岡崎市証紙条例(昭和39年岡崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和43年3月15日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年6月26日条例第34号)

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和43年12月20日条例第45号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 岡崎市証紙条例(昭和39年岡崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和44年3月31日条例第21号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日条例第17号)

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第3は、この条例の施行の日以後に都市公園法第5条第2項又は第6条第1項の許可を受けたものについて適用し、同日前に当該許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和45年7月13日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月21日条例第56号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月25日条例第23号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年6月28日条例第38号)

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から起算して3箇月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(昭和47年規則第38号により、昭和47年6月15日から施行)

附 則(昭和47年6月26日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月30日条例第11号)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第3公園施設の設置又は管理に関する部分は、この条例の施行の日以後に都市公園法第5条第2項の許可を受けたものについて適用し、同日前に当該許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月12日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年10月2日条例第51号)

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月12日条例第2号)

この条例は、昭和50年3月30日から施行する。

附 則(昭和51年3月29日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(岡崎市証紙条例の一部改正)

- 2 岡崎市証紙条例(昭和39年岡崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第3及び別表第4の規定は、昭和51年4月1日以後に第3条第1項若しくは第3項若しくは都市公園法第5条第2項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年6月21日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月29日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 岡崎市証紙条例(昭和39年岡崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和53年9月30日条例第42号)

- 1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中岡崎公園駐車場に係る部分は、昭和54年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第2(岡崎公園駐車場に係る部分を除く。)及び別表第3の規定は、昭和53年11月1日以後に岡崎公園運動場又は岡崎公園庭球場の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に岡崎公園運動場又は岡崎公園庭球場の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年6月28日条例第41号)

この条例は、昭和54年9月10日から施行する。

附 則(昭和54年12月24日条例第52号)

この条例は、昭和55年1月16日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月15日条例第29号)

この条例は、昭和55年8月15日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月26日条例第50号)

この条例は、昭和56年10月10日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2の規定(三河武士のやかた家康館に係る部分を除く。)は、昭和57年4月1日以後に改正後の条例第3条第1項若しくは第3項又は都市公園法第5条第2項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者について適用し、同日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第2の規定(三河武士のやかた家康館に係る部分に限る。)は、昭和57年11月3日以後に三河武士のやかた家康館を利用する者に対して徴収すべき使用料について適用する。

附 則(昭和58年3月30日条例第13号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に徴収すべき都市公園使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年5月23日条例第16号)

この条例は、昭和58年5月28日から施行する。

附 則(昭和60年3月29日条例第27号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年12月24日条例第45号)

この条例は、昭和62年3月21日から施行する。

附 則(昭和63年3月26日条例第20号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月24日条例第41号)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定中岡崎城二の丸能楽堂に係る部分は、平成元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2(岡崎城二の丸能楽堂に係る部分を除く。)及び別表第3の規定は、平成元年7月1日(以下「施行日」という。)以後に第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設の利用の許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行した回数利用券(以下「旧回数利用券」という。)で現に存するものは、施行日以後は、これを使用することができない。ただし、市長の定めるところにより旧回数利用券と改正後の条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行する回数利用券との引換えを受けて使用することができる。

附 則(平成2年3月23日条例第14号)

この条例は、平成2年9月1日から施行する。

附 則(平成3年3月25日条例第16号)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成3年6月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第2の規定は、平成3年4月1日以後に第3条第1項若しくは第3項又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項の許可を受けた者について適用し、同日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成3年9月21日条例第41号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表第1イの表の次に1表を加える改正規定並びに附則第4項の規定は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月24日条例第14号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附 則(平成6年12月26日条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月24日条例第16号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月22日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2及び別表第3の規定は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第3条第1項若しくは第3項若しくは都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設の利用の許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行した回数利用券(以下「旧回数利用券」という。)で施行日において現に存するものは、施行日から平成9年6月30日までの間に限り、改正後の条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行した回数利用券とみなす。
- 4 前項の期間の経過後において現に存する旧回数利用券は、これを使用することができない。
- 5 前項の規定により使用することができないこととされた旧回数利用券を有する者は、市長の定めるところにより当該旧回数利用券と改正後の条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行する回数利用券との引換えを受けることができる。

附 則(平成9年12月24日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月30日条例第36号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第7号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月20日条例第35号)

- 1 この条例は、平成14年3月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成14年3月23日前に同日以後の異閣の利用の許可を受けた者からは、同日以前においても当該異閣の利用の許可に係るこの条例による改正後の岡崎市都市公園条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則(平成14年3月25日条例第15号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行した回数利用券(以下「旧回数利用券」という。)で現に存するものは、平成14年4月1日以後は、これを使用することができない。ただし、市長の定めるところにより旧回数利用券とこの条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行する回数利用券との引換えを受けることができる。

附 則(平成14年12月19日条例第45号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日条例第14号)

この条例は、平成16年4月2日から施行する。

附 則(平成16年6月24日条例第26号)

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成16年10月25日条例第34号)

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)の施行の日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第43号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成17年6月24日条例第37号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第143号)

この条例は、平成18年3月25日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中岡崎公園駐車場に関する部分は、同月20日から施行する。

附 則(平成18年6月27日条例第33号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日条例第46号)

この条例は、平成19年3月24日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第55号)

この条例は、平成20年3月23日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第62号)

この条例は、平成21年3月22日から施行する。

附 則(平成22年6月24日条例第35号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第79号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の岡崎市都市公園条例第10条第3項及び別表第2の規定は、施行日以後に同条例第3条第1項若しくは第3項若しくは都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設の利用の許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月27日条例第39号)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

2 この条例による改正前の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の乗用車の割引の規定により発行した回数利用券で現に存するものは、平成28年8月1日以後は、これを使用することができない。ただし、市長の定めるところにより、この条例による改正後の岡崎市都市公園条例別表第2の岡崎公園駐車場の回数券利用の規定により発行する回数券と引き換えることができる。

附 則(平成29年3月27日条例第19号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第24号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中岡崎城及び三河武士のやかた家康館に関する部分は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項及び別表第2の改正規定並びに次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡崎市都市公園条例第10条第3項及び別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項若しくは同条例第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

(岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

3 岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年岡崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和元年6月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 籠田公園電源設備の利用の許可に必要な手続その他の行為は、令和元年7月26日(以下「施行日」という。)前においてもこれを行うことができる。
- 3 前項の規定により施行日前に施行日以後の籠田公園電源設備の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る使用料を徴収することができる。

(岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例(平成31年岡崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和元年12月23日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年3月22日から施行する。ただし、第17条の次に2条を加える改正規定は同年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 中央緑道電源設備又は乙川河川緑地電源設備の利用の許可に必要な手続その他の行為は、令和2年3月22日(以下「施行日」という。)前においてもこれを行うことができる。
- 3 前項の規定により施行日前に施行日以後の中央緑道電源設備又は乙川河川緑地電源設備の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る使用料を徴収することができる。

別表第1(有料公園施設表)

有料公園施設の所在	有料公園施設の名称	
岡崎公園	巽閣	
	葵松庵	
	城南亭	
	岡崎城二の丸能楽堂	
	岡崎城	
	三河武士のやかた家康館	
	岡崎公園駐車場	
籠田公園	籠田公園野外ステージ	
	籠田公園電源設備	
東公園	東公園野外ステージ	
	 南北亭	
南公園	岡崎市民プール	
	南公園交通広場	原動機付豆自動車
		電動機付豆自動車
	南公園遊戯施設	小型自動遊具
		子供汽車
		サイクルモノレール
		てんとう虫型回転遊具
		動物型乗物遊具
		メリーゴーラウンド
		観覧車
		りす型空中回転遊具
ティーカップ		
南公園庭球場		
南公園運動場照明設備		

境公園	境公園野球場照明設備
六名公園	六名公園運動場照明設備
明神橋公園	明神橋公園運動場照明設備
日名公園	日名公園運動場照明設備
岡崎中央総合公園	岡崎中央総合公園野球場
	岡崎中央総合公園総合体育館
	岡崎中央総合公園庭球場
	岡崎中央総合公園弓道場
	岡崎中央総合公園アーチェリー場
	岡崎中央総合公園相撲場
	岡崎中央総合公園運動広場
	岡崎中央総合公園多目的広場
岡崎中央総合公園球技場	
出会いの杜公園	出会いの杜公園電源設備
中央緑道	中央緑道電源設備
乙川河川緑地	乙川河川緑地電源設備

別表第2(基本使用料表)

区分		金額(円)			
公園施設を設ける場合	公募によらないとき		1平方メートル年額 1,830		
	公募によるとき		1平方メートル年額1,830円を下回らない額で当該公募により決定した額		
公園施設を管理する場合	公募によらないとき		1平方メートル年額 2,660		
	公募によるとき		1平方メートル年額2,660円を下回らない額で当該公募により決定した額		
都市公園を占有する場合	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合		岡崎市道路の占有に関する条例(昭和29年岡崎市条例第10号)第4条第1項の規定の例により計算した額		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートル日額 20		
	その他		1平方メートル年額 510		
都市公園において行為をする場合	行商、募金その他これらに類する行為をする場合		1平方メートル日額 50		
	業として行う写真撮影		日額 550		
	業として行う映画の撮影		日額 5,550		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合		1平方メートル日額 20		
有料公園施設を利用する場合	異閣	集会室	平日	午前	3,300
				午後	3,850
				夜間	3,850
			全日	9,900	
			延長時間30分につき		650
			土曜日、日曜日及び祝日	午前	3,850
	午後	4,400			
	夜間	4,400			

			全日	11,000	
			延長時間30分につき	650	
葵松庵		平日	午前	3,300	
			午後	4,400	
			夜間	4,400	
			全日	11,000	
			延長時間30分につき	650	
		土曜日、日曜日及び祝日	午前	3,850	
			午後	4,950	
			夜間	4,950	
			全日	12,100	
			延長時間30分につき	650	
城南亭	桜の間	平日	午前	1,100	
			午後	1,650	
			夜間	1,650	
			全日	3,850	
			延長時間30分につき	210	
		土曜日、日曜日及び祝日	午前	1,310	
			午後	1,860	
			夜間	1,860	
			全日	4,400	
			延長時間30分につき	210	
		藤の間	平日	午前	1,100
				午後	1,650
	夜間			1,650	
	全日			3,850	
	延長時間30分につき			210	
	土曜日、日曜日及び祝日		午前	1,310	
			午後	1,860	
			夜間	1,860	
			全日	4,400	
			延長時間30分につき	210	
	岡崎城二の丸能楽堂		平日	午前	3,310
				午後	4,360
		夜間		4,360	
		全日		10,880	
延長時間30分につき		630			
土曜日、日曜日及び祝日		午前		4,050	
		午後		5,430	
		夜間		5,430	
		全日		13,440	
					延長時間30分につき
岡崎城		岡崎城の利	一般	大人1回	200

三河武士のやかた家康館	用のとき			こども1回	100		
		団体	大人1回	100人未満	160		
				100人以上	130		
			こども1回	100人未満	80		
				100人以上	60		
		割引	大人1回		170		
			こども1回		80		
		三河武士のやかた家康館の利用のとき	通常の場合	一般	大人1回		360
					こども1回		200
				団体	大人1回	100人未満	280
	100人以上					230	
	こども1回		100人未満	160			
			100人以上	130			
	割引		大人1回		310		
			こども1回		170		
	特別の企画に基づく展示を行う場合		市長がその都度定める額				
	共に利用のとき	通常の場合	一般	大人1回		510	
				こども1回		270	
			団体	大人1回	100人未満	410	
					100人以上	320	
こども1回		100人未満	220				
		100人以上	170				
割引		大人1回		450			
		こども1回		240			
特別の企画に基づく展示を行う場合		市長がその都度定める額					
岡崎公園駐車場	普通利用	バス	昼夜	1台1回につき	2,000		
			深夜	1台1回につき	1,000		
		乗用車	昼夜	1台30分以内につき	100		
			深夜	1台30分以内につき	50		
	回数券利用		1,000				
籠田公園野外ステージ			昼間	430			
			夜間	650			
籠田公園電源設備			1個1時間につき		100		
東公園野外ステージ			昼間	430			
			夜間	650			
じゅあん 等澗庵・南北亭	平日	午前		2,200			
		午後		2,750			
		夜間		3,300			
		全日		6,600			
		延長時間30分につき		550			

		土曜日、日曜日及び祝日	午前	2,520	
			午後	3,070	
			夜間	3,620	
			全日	6,920	
			延長時間30分につき	550	
岡崎市民プール 南公園交通広場南公園遊施設	岡崎市民プールの利用のとき	一般	大人1回	60	
			こども1回	30	
		専用 25メートルプール 遊泳プール	1時間につき	1,000	
			1時間につき	1,000	
	南公園交通広場の利用のとき	原動機付豆自動車	2人用	1回1周	60
			1人用	1回1周	40
		電動機付豆自動車	2人用	1回	50
			1人用		
	南公園遊施設の利用のとき	小型自動遊具	1回	20	
		子供汽車	1回	60	
		サイクルモノレール	1回	60	
		てんとう虫型回転遊具	1回	100	
		動物型乗物遊具	1回	100	
		メリーゴーラウンド	1回	100	
		観覧車	1回	100	
りす型空中回転遊具		1回	100		
ティーカップ		1回	100		
共通回数券の利用のとき	岡崎市民プール(一般) 原動機付豆自動車(2人用) 原動機付豆自動車(1人用) 子供汽車 サイクルモノレール てんとう虫型回転遊具 メリーゴーラウンド 観覧車 りす型空中回転遊具 ティーカップ	11片(1片を20円相当額として利用することができる。)	200		
南公園庭球場		1面2時間につき	320		
南公園運動場照明設備		1面30分につき	1,910		
境公園野球場照明設備		1面30分につき	1,490		
六名公園運動場照明設備		1面30分につき	1,170		
明神橋公園運動場照明設備		1面30分につき	1,270		
日名公園運動場照明設備		1面30分につき	1,700		
出合いの杜公園電源設備		1個1時間につき	100		
中央緑道電源設備		1個1時間につき	100		
乙川河川緑地電源設備		1個1時間につき	100		

備考

- この表中「午前」、「午後」、「昼間」、「夜間」又は「全日」の利用時間の単位は、規則で定めるところによる。
- この表中岡崎城及び三河武士のやかた家康館の「団体」又は「割引」の区分は、規則で定めるところによる。

- 3 この表中「大人」及び「こども」の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 岡崎城及び三河武士のやかた家康館にあつては、大人は中学生以上の者とし、こどもは5歳以上の者とする。
 - (2) 岡崎市民プールにあつては、大人はこども以外の者とし、こどもは中学生以下の者とする。
- 4 この表中「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。
- 5 この表中「祝日」とは、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日をいう。
- 6 岡崎市民プール、子供汽車、サイクルモノレール、てんとう虫型回転遊具、メリーゴーラウンド、観覧車、りす型空中回転遊具及びティーカップを3歳未満の者が利用する場合においては、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 7 基本使用料を計算する場合において、金額を計算する単位未満の端数があるときは、これを切り上げて計算する。ただし、金額を計算する単位が1年であるものについて、その許可を受けた期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 8 備考7ただし書の規定により基本使用料の額を計算する場合においては、この表の金額の欄に定める額に、使用を許可した期間の1年未満の端数の月数を12で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 9 岡崎公園駐車場の区分の「普通利用」とは、回数券利用以外の利用とし、「回数券利用」とは、普通利用の区分の使用料について、1片につき100円相当額として利用することができるもの11片の回数券を、規則で定めるところにより、あらかじめ購入することによる利用をいう。
- 10 岡崎公園駐車場の普通利用の区分の「昼夜」とは午前7時から午後10時までをいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前7時までをいう。
- 11 岡崎公園駐車場の使用料は、次に掲げるとおり計算するものとする。
 - (1) 乗用車の駐車場の利用時間が深夜に引き続く場合又は深夜から引き続く場合において、30分単位の利用時間が深夜前及び深夜又は深夜及び深夜後になるときの使用料の計算は、深夜前及び深夜にあつては深夜前の利用とし、深夜及び深夜後にあつては、深夜の利用として計算する。
 - (2) 24時間までごとに、バスにあつては3,000円、乗用車にあつては1,500円をもつて上限とする。
- 12 岡崎公園駐車場の使用料の支払に、備考9に規定する回数券又は規則で定める利用券を使用し、その額面未満の支払をする場合、その差額の返金はしないものとする。
- 13 籠田公園電源設備、出会いの杜公園電源設備、中央緑道電源設備及び乙川河川緑地電源設備の使用料は、1日につき500円([第10条第2項ただし書](#))の規定が適用される場合にあつては、1,000円をもつて上限とする。

別表第3(附属設備使用料表)

区分		金額(円)	
東公園野外ステージ	電源	1個	210
岡崎市民プール	ロッカー	1回	20

備考

この表における附属設備使用料(ロッカーを除く。)の額は、[別表第2](#)の金額の欄に掲げる「昼間」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。